

広島市水道局優良建設工事表彰審査委員会設置要領

(令和7年2月3日制定)

(目的)

第1条 この要領は、広島市水道局優良建設工事表彰要綱第4条に基づき設置する広島市水道局優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被表彰候補者の審査
- (2) 表彰の基準等に関する事項
- (3) 表彰の取消しの審査
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 技術部長
- (2) 委員 財務課契約担当課長、技術部技術管理課長、技術部設備課長、技術部維持課長、技術部施設課長、技術部管路工事課長

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員会は、前条第2号の委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長が認めたときは、電子メール等情報通信機器による方法により委員会の審議に替えることができるものとする。
- 5 委員長に事故があるときは、技術部技術管理課長がその職務を代理する。
- 6 委員会の議事は、前条第2号の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、技術部技術管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。